

令和2年8月26日発行



農業担い手メールマガジン臨時号（第316号）



【〈再延長・残り3週間!〉～生産者・生産者団体の皆様～飼料用米等への転換をご検討ください!】

生産者・生産者団体の皆様に飼料用米等への更なる転換をしていただけるよう、令和2年産の取組計画書等の提出期限を再延長しました!

水田活用の直接支払交付金を活用すれば、主食用米と遜色ない農家所得の確保も可能です!

☆主な変更内容☆

(取組計画書等の提出期限)

8月31日→9月18日

(※8月31日以降に、飼料用米等に新たに取り組むこととした場合も申請可能です)

◇詳しくはこちら

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/jyukyu/komeseisaku/attach/pdf/index-97.pdf>

◇お問い合わせ先 (お気軽にお問い合わせください!)

農林水産省政策統括官付穀物課 (担当:井上、新保)

TEL:03-6744-7135 (直通)

FAX:03-6744-2523



○ 電子出版:農業担い手メールマガジン

○ 発行日 :毎月1回発行

○ 発行元 :農林水産省経営局経営政策課 担当:小川、山本、三上

☆ このメルマガの配信申込み、バックナンバーはこちらから

→ [https://www.maff.go.jp/j/kobetu\\_ninaite/n\\_hyousyousy/hyousyousy\\_merumaga.html](https://www.maff.go.jp/j/kobetu_ninaite/n_hyousyousy/hyousyousy_merumaga.html)

☆ このメルマガの配信変更、配信解除、パスワード再発行等はこちらから

→ <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>

